

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月28日

【会社名】 新華ホールディングス・リミテッド  
(新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス  
ドライブ、クリケットスクウェア  
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-  
1111, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神谷 光弘

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号  
泉ガーデンタワー21階  
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 広詩

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号  
泉ガーデンタワー21階  
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において、「香港ドル」とは、香港で用いられている通貨、「米ドル」とはアメリカ合衆国で用いられている通貨、「カナダドル」とはカナダで用いられている通貨、「シンガポール・ドル」とはシンガポール共和国で用いられている通貨をそれぞれ意味します。

## 1【提出理由】

当社は、平成27年10月28日(水)開催の取締役会において、本邦以外の地域において、第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)の方法にて当社が負担する既存債権の現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)により新株(以下「本新規株式」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本新規株式の発行は、平成27年12月22日(火)開催予定の当社定時株主総会(以下「本件定時株主総会」といいます。)にて本第三者割当増資の承認が得られることを条件とします。また、当社は、当社取締役である原野直也氏に対して、同じく本件定時株主総会にて承認が得られることを条件に、同氏が当社に対して有する50,000,000円(414,044米ドル)及び2015年12月22日までの利息6,295,890円(52,136米ドル)の合計56,295,890円(466,180米ドル)の金銭債権について、第三者割当(以下「本国内第三者割当増資」といいます。)の方法にて同債権の現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)により新株206,212株を発行する予定です。この本国内第三者割当増資に関しては、金融商品取引法第4条第1項第5号の規定に従い、有価証券届出書の提出は行っておりません。

## 2【報告内容】

・本新規株式

### (1) 有価証券の種類

当社普通株式

### (2) 有価証券の内容等

#### (a) 発行数

4,699,419株

(注) 上記発行数は、以下の金銭債権を本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値273円で除することにより算出してあります。なお、本国内第三者割当増資により206,212株を別途当社取締役である原野直也氏に対して発行することを予定しております。

1. Lai Man Kon氏が当社に対して有する元本3,067,432カナダドル(281,375,496円)及び利息の528,077カナダドル(48,440,465円)の合計3,595,508カナダドル(329,815,961円)の金銭債権
2. One Heart International Limitedが当社に対して有する元本7,151,456カナダドル(656,003,019円)及び利息の784,348カナダドル(71,948,255円)の合計7,935,804カナダドル(727,951,274円)の金銭債権
3. Lie Wan Chie氏が当社に対して有する元本600,000シンガポール・ドル(52,098,000円)及び利息の145,099シンガポール・ドル(12,598,972円)、1,000,000米ドル(120,760,000円)及び利息の77,016米ドル(9,300,427円)並びに327,047カナダドル(30,000,000円)及び利息の4,547カナダドル(417,068円)の合計1,864,644米ドル(225,174,467円)の金銭債権

上記の利息は本件定時株主総会の2015年12月22日(火)までの利息です。

なお、上記金銭債権の内容は、One Heart International LimitedからLai Man Kon氏及びLie Wan Chie氏に対して、同社の保有する債権の一部が無償で譲渡された後の各債権者の債権額を前提として記載しております。

また、上記円建ての金額は、1米ドル=120.76円、1カナダドル=91.73円、1シンガポール・ドル=86.83円(いずれも2015年10月27日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。以下同様とします。

## (b) 発行価格及び資本組入額

発行価格 17.5225香港ドル(273円)(1株当たり)

資本組入額 17.5225香港ドル(273円)(1株当たり)

(注) 上記発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値273円とすることに決定いたしました。上記円建ての金額は1香港ドル=15.58円(2015年10月27日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。以下同様とします。

## (c) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 82,345千香港ドル(1,283百万円)

資本組入額の総額 82,345千香港ドル(1,283百万円)

(注) 本国内第三者割当増資により発行する206,212株を加えた場合の発行価額の総額は85,959千香港ドル(1,339百万円)となり、資本組入額の総額は85,959千香港ドル(1,339百万円)となります。

## (d) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式  
当社は、単元株制度を採用しておりません。

## (3) 発行方法

第三者割当の方法により、Lai Man Kon氏、One Heart International Limited及びLie Wan Chie氏に対して、それぞれ1,208,117株、2,666,488株及び824,814株の合計 4,699,419株を割当てます。

## (4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

## (5) 募集又は売出しを行う地域

香港及びシンガポール域内

## (6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

新規発行による手取金の額

払込金額の総額 0千円

発行諸費用の概算額 9,784千円

差引手取概算額 0千円

(注) 今回の払込金額の支払いは、既存債権の現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)により行われるため、当社は手取金を取得しません。

## 用途

今回の払込金額の支払いは既存債権の現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)により行われるため、当社は手取金を取得しませんが、これにより有利子負債の圧縮が行われ、当社の財務体質が改善されます。

## (7) 新規発行年月日

本件定時株主総会にて承認を得た日(香港時間)を払込期日とする予定です。

## (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(9) 当該有価証券に令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限  
該当事項はありません。

(10) 当該株券を取得しようとする者の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容(個人の場合においては、その氏名及び住所)

(a) Lai Man Kon氏

(1) 名前	Lai Man Kon氏
(2) 住所	Causeway Bay, Hong Kong

(b) One Heart International Limited

(1) 名称	One Heart International Limited
(2) 住所	3rd Floor, J & C Building, P.O. Box 933, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
(3) 代表者の氏名	レン・イー・ハン氏
(4) 資本金の額	1米ドル
(5) 事業の内容	One Heart International Limitedは、当社の取締役会長、CEO及びCFOであるレン・イー・ハン氏の資産管理会社であり、事業を行っておりません。

(c) Lie Wan Chie氏

(1) 名前	Lie Wan Chie氏
(2) 住所	Greenwood Avenue, Singapore

(11) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

Lai Man Kon氏及びLie Wan Chie氏は、本第三者割当増資による現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の対象となる当社が振出したノートの保有者です。One Heart International Limitedは、同社の持分を当社の取締役会長、CEO及びCFOであるレン・イー・ハン氏が100%保有しており、本第三者割当増資による現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の対象となる当社が振出したノートの保有者です。

(12) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

・ 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

a . 割当予定先の概要

(a) Lai Man Kon氏

氏名	Lai Man Kon氏
住所	Causeway Bay, Hong Kong
職業	Plotio Property Management Co. Ltd取締役

(b) One Heart International Limited

名称	One Heart International Limited
本店の所在地	3rd Floor, J & C Building, P.O. Box 933, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	-
代表者の役職及び氏名	代表取締役 レン・イー・ハン氏
資本金	1米ドル
事業の内容	One Heart International Limitedは、当社の取締役会長、CEO及びCFOであるレン・イー・ハン氏の資産管理会社であり、事業を行っておりません。
主たる出資者及びその出資比率	レン・イー・ハン氏 100.00%

(c) Lie Wan Chie氏

氏名	Lie Wan Chie氏
住所	Greenwood Avenue, Singapore
職業	Chemical Specialties & Logistics Pte. Limitedの取締役

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成27年10月27日(火)現在におけるものを記載しております。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

(a) Lai Man Kon氏

出資関係	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係	割当予定先は、本第三者割当増資による現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の対象となる当社が振出したノートの保有者です。
技術又は取引等における関係	当社と割当予定先との間には、上記資金関係に記載した内容を除き、記載すべき技術又は取引等における関係はありません。

## (b) One Heart International Limited

出資関係	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係	割当予定先の持分を当社の取締役会長、CEO及びCFOであるレン・イー・ハン氏が100%保有しております。
資金関係	割当予定先は、本第三者割当増資による現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の対象となる当社が振出したノートの保有者です。
技術又は取引等における関係	当社と割当予定先との間には、上記資金関係に記載した内容を除き、記載すべき技術又は取引等における関係はありません。

## (c) Lie Wan Chie氏

出資関係	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係	割当予定先は、本第三者割当増資による現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の対象となる当社が振出したノートの保有者です。
技術又は取引等における関係	当社と割当予定先との間には、上記資金関係に記載した内容を除き、記載すべき技術又は取引等における関係はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成27年10月27日(火)現在におけるものを記載しております。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、2015年8月17日付お知らせにて、当社の債務の大部分を第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権(以下、「本MSワラント」といいます。)の行使により、返済する計画であることをお知らせしましたが、最近の当社の株価の低迷により、当該第三者割当及びその後のMSワラントの行使により調達できた資金が予定よりかなり少ないこと、及び今後もこの状態がしばらく続く可能性が高いと考えているため、上記第三者割当とMSワラントの行使により調達した資金のみにより当社の債務を返済することは極めて難しいと判断いたしました。

そのため、当社は、各債権者と交渉を進め、その結果、各債権者との間で本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資を実施することについて合意しました。また、2015年8月17日付お知らせにて開示しているとおり、現在、当社には、金融機関からの借入などによる資金調達が引き続き困難な状況にあるため、今般、上記債務を一挙に解消するため、本第三者割当増資を決議いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

Lai Man Kon氏、One Heart International Limited及びLie Wan Chie氏に対して、それぞれ1,208,117株、2,666,488株及び824,814株の合計4,699,419株を割当てます。

## e. 株券等の保有方針

本第三者割当増資で発行する新株式について、当社はOne Heart International Limitedとの間で、発行日より6ヶ月は譲渡又は売却せず継続保有する旨の確認書を交わします。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、割当予定日より2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得します。

また、当社はLai Man Kon氏及びLie Wan Chie氏との間で、同氏らが割当予定日より2年間は当社の経営に参加しないこと及び当社の取締役会のメンバーにならないことの確認書を交わしています。

## f. 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資により行われます。現物出資の対象となる財産は割当予定先の当社に対する金銭債権であることから、当社において当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿より確認いたしました。

## g. 割当予定先の実態

Lai Man Kon氏及びLie Wan Chie氏について、両氏が反社会的勢力との間に一切関係がないことを第三者発行の書面にて確認しております。また、One Heart International Limitedについて、当社の取締役会長、CEO及びCFOであるレン・イー・ハン氏が100%保有し、かつ、同社の代表取締役を務めていることに鑑み、レン・イー・ハン氏において、同氏が当社の取締役として就任する際に、同氏が反社会的勢力との間に一切関係がないことを第三者発行の書面にて確認しております。

また、すべての割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 株券等の譲渡制限

本第三者割当増資で発行する株式について、当社はOne Heart International Limitedとの間で、発行日より6ヶ月は譲渡又は売却せず継続保有する旨の確認書を交わします。

## (3) 発行条件に関する事項

## a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により当社が発行する普通株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値273円(1株あたり)とすることに決定いたしました。

発行価格の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値273円といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

## b. 第三者割当による有価証券の発行が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

上記a.に記載のとおり本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値を基準に算定した発行価格については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断しております。なお、273円という発行価格の、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均251円に対する乖離率は9%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均271円に対する乖離率は1%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均383円に対する乖離率は29%となっておりますが、最近の当社の株価、及び株式市場全体の低迷を考慮し、これらの過去の平均株価と比較するのは適切ではないと考えております。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて当社の取締役3名全員が、上記の発行価格の算定方法を踏まえ、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。なお、レン・イー・ハン氏は、本第三者割当を引き受けるOne Heart International Limitedの持分の全てを保有しており、本第三者割当増資に関して利害関係を有することから当社に対する本第三者割当増資の取締役会決議には参加しておりません。また、当社の取締役である原野直也氏についても本国内第三者割当増資を引き受けることを予定しており、本第三者割当増資に関して利害関係を有することから、自身に対する本国内第三者割当増資を含む本第三者割当増資の取締役会決議には参加しておりません。

## (4) 大規模な第三者割当に関する事項

本書の日付現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は3,064,797.79個(自己株式等はありません。)で、本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資により発行される当社株式に係る議決権の数は4,905,631個であり、希薄化率は160.06%となります。また、2015年5月1日付のLai Man Kon氏に対してデット・エクイティ・スワップで発行した277,777株及び2015年8月18日付のマッコーリー・バンク・リミテッドに対して発行した普通株式の潜在株式となる2,297,499個の新株予約権を合わせた、2015年5月1日付のデット・エクイティ・スワップを実施する前の発行済株式総数である2,499,999.79株に対する、希薄化率は299.24%となります。上記「(1)c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、現在当社には、本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資以外の方法で負債を返済することが極めて難しい状況であること、また本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資により有利子負債を圧縮することができるため、既存株主の利益に資するものであり、合理性があると判断しました。

## (5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注1)	総議決権数に 対する所有株 式数の割合 (%) (注2)	割当後の所有 株式数(株) (注3)	割当後の総議決 権に対する所有 議決権の割合 (%) (注4)
One Heart International Limited (注5)	Tortola, British Virgin Island	0	0	2,666,488	33.45
Lai Man Kon	Causeway Bay, Hong Kong	277,000 (注6)	9.97	1,208,117	15.16
Lie Wan Chie	Greenwood Avenue, Singapore	0	0	824,814	10.35
カ) EMUA-RUKANHA	東京都港区新橋	255,930	9.21	255,930	3.21
レン・イー・ハン	Marine Parade, Singapore	225,000	8.10	225,000	2.82
ハラノ ナオヤ	東京都千代田区	0	0	206,212	2.59
カ) テクノグローバル	東京都中央区日本橋兜町	147,736	5.32	147,736	1.85
アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	114,000	4.10	114,000	1.43
ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	57,975	2.09	57,975	0.73
INTERACTIVE BROKERS LLC	東京都中央区日本橋	42,572	1.53	42,572	0.53
計	-	1,120,213	40.32	5,748,844	72.13

(注) 1. 所有株式数については、平成27年6月30日現在の数字を記載しております。

2. 2015年6月30日付の当社の発行済株式総数2,777,776.79株(普通株式及びA種優先株式)に対する割合を記載しております。

3. 割当後の所有株式数は、本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資により発行される株式の数を考慮の上、最大4,905,631株の当社普通株式が割り当てられた場合を想定しております。

4. 本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数7,970,428.79株(本第三者割当増資により発行される4,905,631株(普通株式)及び2015年10月27日現在の発行済株式総数3,064,797.79株(普通株式及びA種優先株式)との合計)に対する割合を記載しております。2015年6月30日時点より、割当予定先以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提にしております。

5. One Heart International Limitedの持分は、レン・イー・ハン氏が100%保有しています。One Heart International Limited及びレン・イー・ハン氏を合算した当社に対する持分は、36.28%となります。

6. 本日現在、Lai Man Kon氏は、2015年6月30日時点で保有していた株式をすべて売却しています。

(6) 大規模な第三者割当の必要性

上記「(1) c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、最近の当社の株価の低迷により、当該第三者割当及びその後のMSワラントの行使により調達できた資金が予定よりかなり少ないこと、及び今後もこの状態がしばらく続く可能性が高いと考えているため、上記第三者割当とMSワラントの行使により調達した資金のみにより当社の債務を返済することは極めて難しいと判断いたしました。

そのため、当社は、各債権者と交渉を進め、その結果、各債権者との間で本第三者割当増資及び本国内第三者割当増資を実施することについて合意しました。また、2015年8月17日付お知らせにて開示しているとおり、現在、当社には、金融機関からの借入などによる資金調達が引き続き困難な状況にあるため、今般、上記債務を一挙に解消するため、本第三者割当増資を決議いたしました。

また、当社は本第三者割当増資を実施することにより、当社が2015年12月期の年度末において、債務超過となることを回避できる可能性が高いと考えています。なお、その一方で、本第三者割当増資を実施することにより、東京証券取引所の流通株式(上場株券等のうち、上場株式数の10%以上を所有する者及び役員が所有する株式その他の流通性の乏しい株式として施行規則で定めるものを除いたもの)の時価総額基準に抵触する可能性があります。当該基準によりますと、上場会社は、各年度末において流通株式の時価総額が5億円未満であり、翌年度末までに当該時価総額が5億円以上に回復しなかった場合、上場廃止となるとされています。この点については、当社としては、業績の回復等を通じて、株式の流動性の向上に資することができるよう取り組む所存です。

上記のとおり、割当予定先に対する債務の支払いを行うための資金が不足している状況です。また、当該支払いのために、公募増資や銀行等の金融機関からの借入等、本第三者割当増資以外の方法を取ることが困難な状況にあるため、割当予定先と本第三者割当増資を実施することが現時点での最適な方法と判断しました。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項

該当事項はありません。

提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

発行済株式総数及び資本金の額(平成27年10月27日(火)現在)

発行済株式総数 普通株式 2,839,797.79株

A種優先株式 225,000株

資本金の額 30,647.98米ドル(3,701,050円)

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成27年10月27日現在の数字を記載しています。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以上